

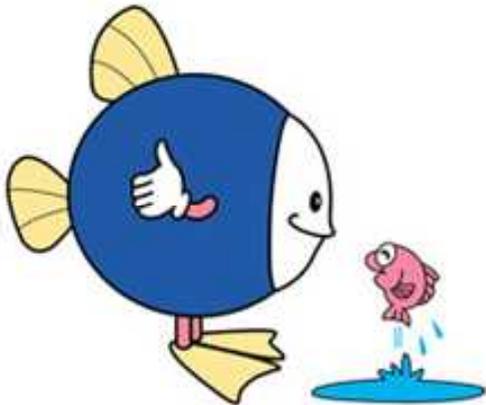
佐倉市下水道事業ウォーターPPP導入 に関する勉強会

佐倉市 上下水道部



- PPP/PFIにおける国の動向
- 下水道事業におけるPPP/PFIの動向
- アクションプランに基づくウォーターPPPの動向

PPP/PFIにおける国の動向



PPP/PFIにおける国の動向

PPP/PFIとは(1/2)

■ PFI(Private-Finance Initiative)とは

- 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う事業手法
- PFI法に基づき実施
- ほとんど全ての社会資本がPFI法の対象

■ PFIの目的

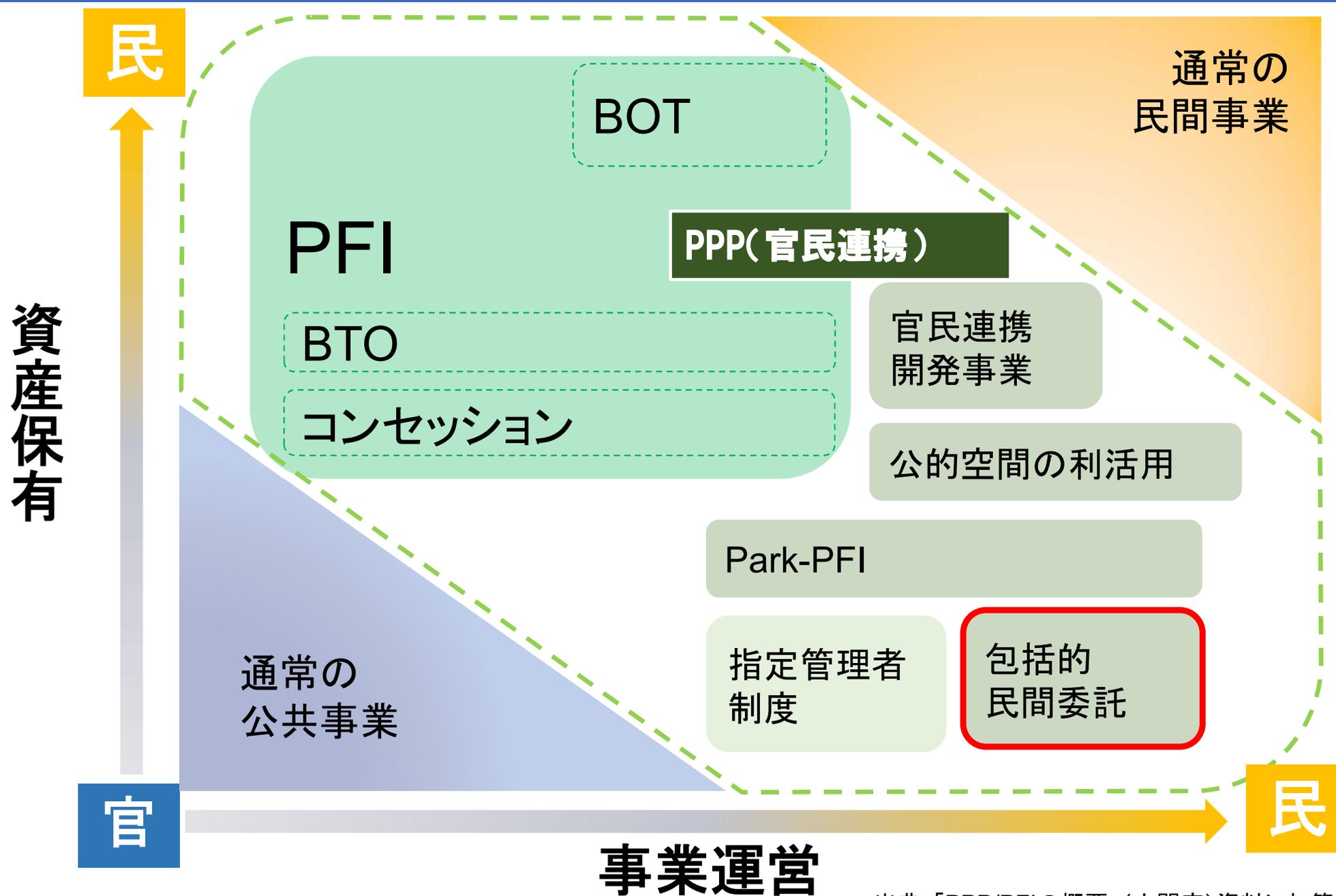
- 包括的・長期間の調達とそれに伴う競争環境の形成
- 性能発注によるコスト縮減・サービスの質の向上の期待
- 民間資金を活用することによる事業継続効果を期待

■ PPP(Public-Private Partnership)とは

- PFIを含めて広く官民連携事業全般
- 特に法定の定義はない

PPP/PFIにおける国の動向

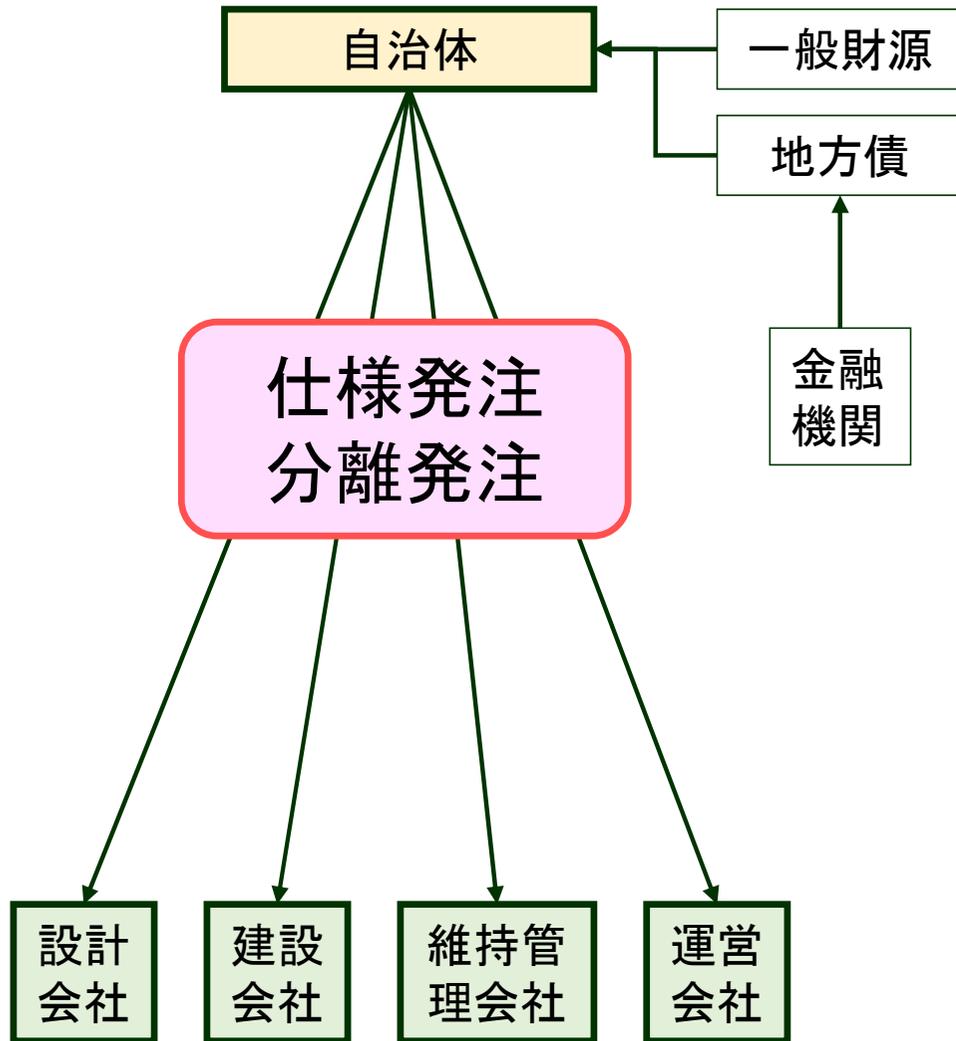
PPP/PFIとは(2/2)



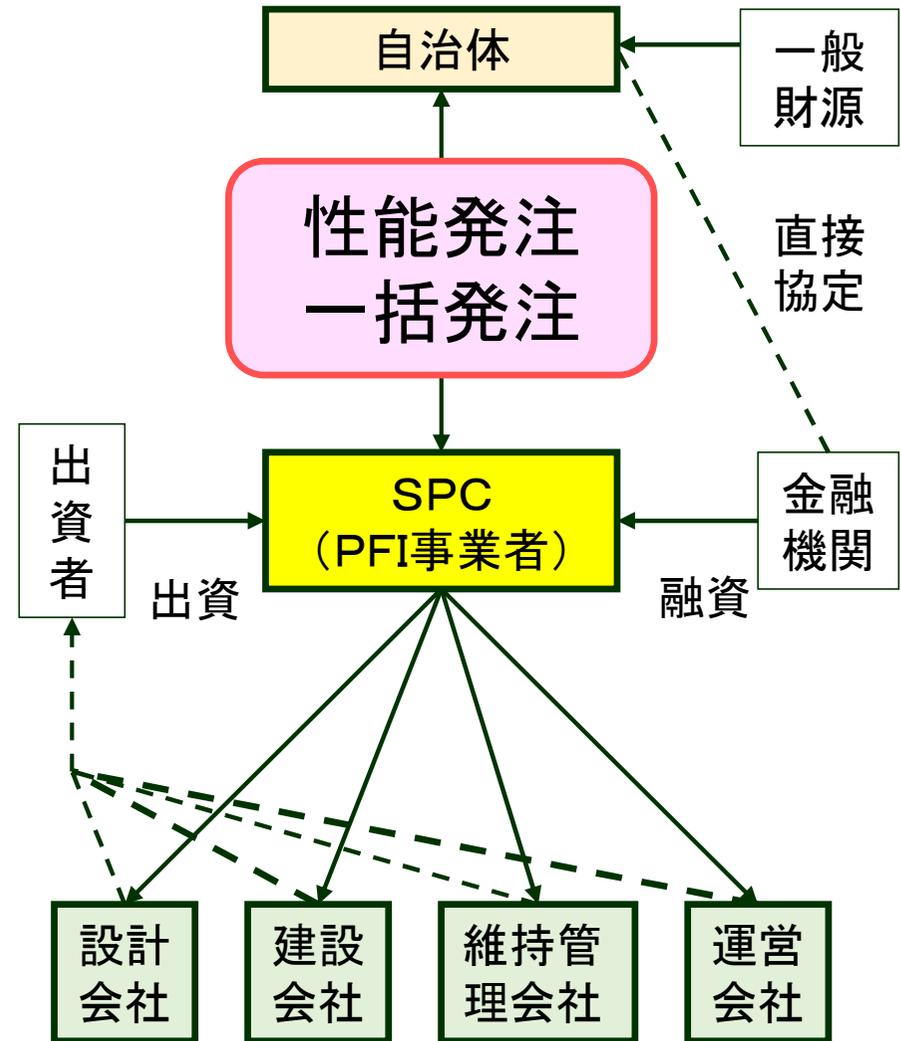
PPP/PFIにおける国の動向

PFIの仕組み

従来方式



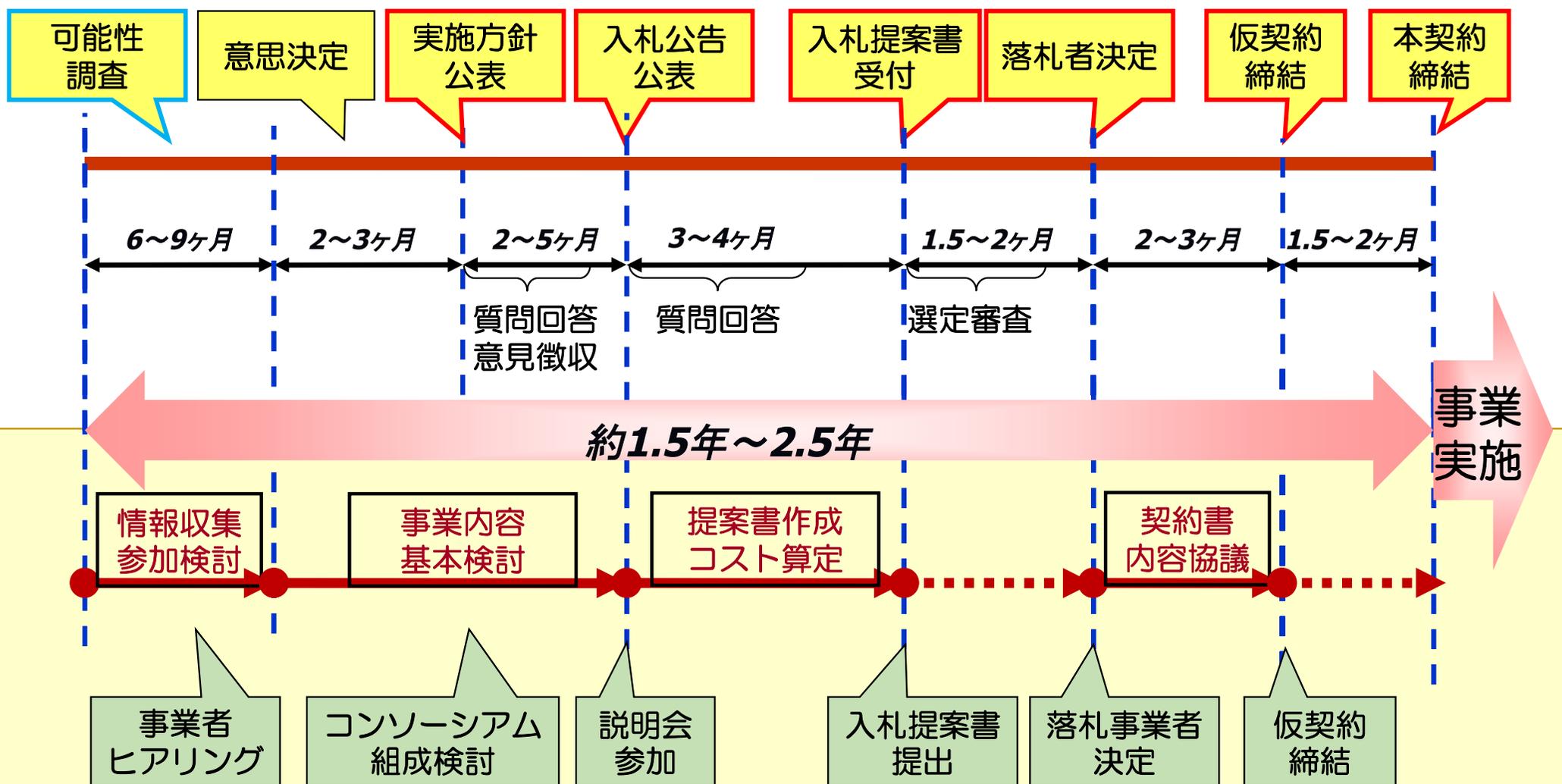
PFI方式



PPP/PFIにおける国の動向

PFIの実施プロセス

◆行政サイド

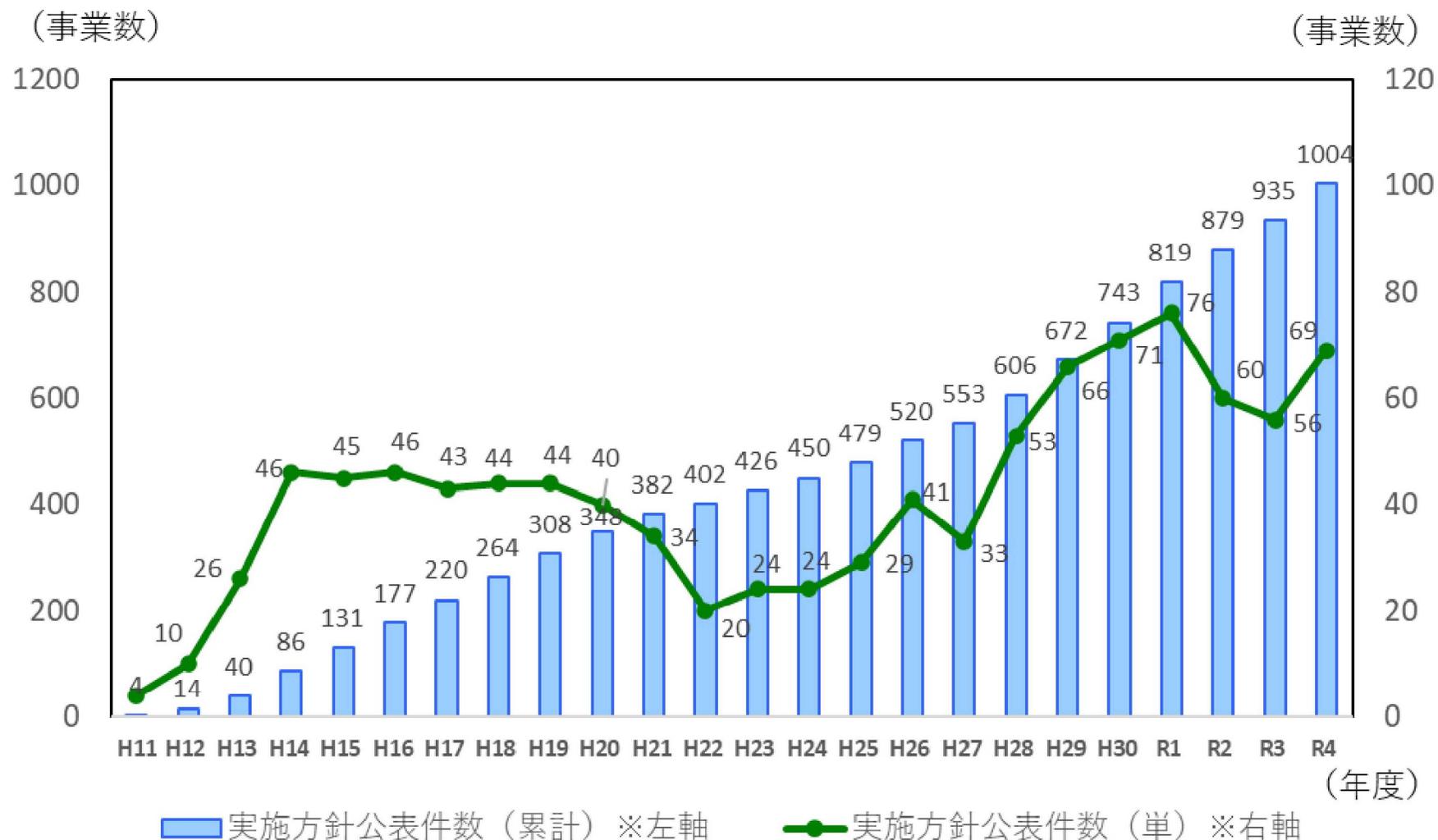


◆民間事業者サイド

PPP/PFIにおける国の動向

国内PFI事業の事業数の推移

(令和5年3月31日現在)



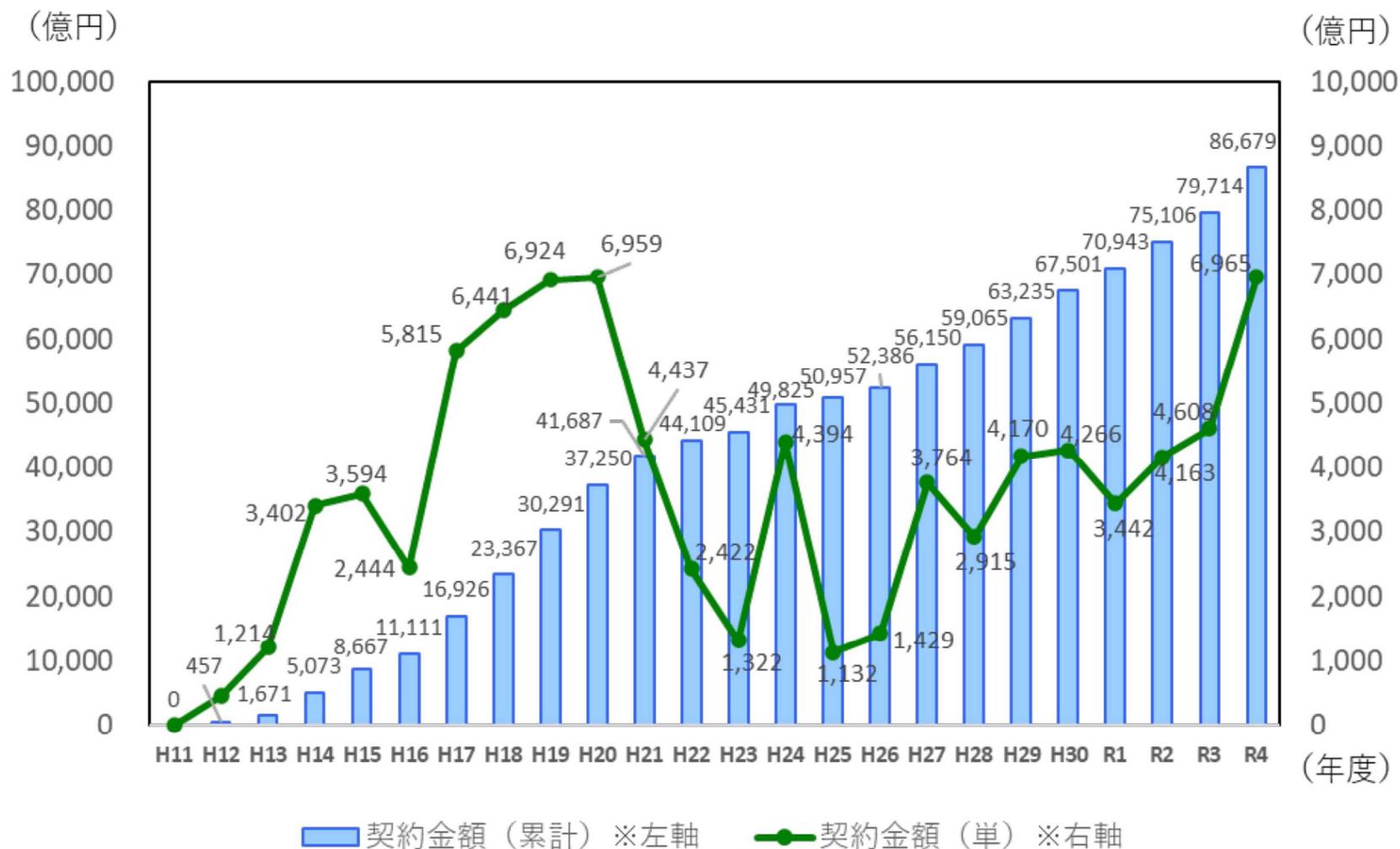
(注)事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

出典:「PFI事業の実施状況」(令和6年1月12日 内閣府)

PPP/PFIにおける国の動向

国内PFI事業の事業費の推移

(令和5年3月31日現在)



(注1) 契約金額は、実施方針を公表した事業のうち、当該年度に公共負担額が決定した事業の当初契約金額を内閣府調査により把握しているものの合計額であって、公共施設等運営権方式における運営権対価は含んでいないなど、PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年6月2日民間資金等活用事業推進会議決定)における事業規模と異なる指標である。

(注2) グラフ中の契約金額は、億円単位未満を四捨五入した数値。

出典:「PFI事業の実施状況」(令和6年1月12日 内閣府)

PPP/PFIにおける国の動向

国内のPFI事業の動向(分野別事業数)

(令和5年3月31日現在)

分野	事業主体別			合計
	国	地方	その他	
文化社会教育(学校施設、文化・社会教育施設等)	4	330(31)	50	384(31)
医療・福祉(病院・診療所、児童福祉施設等)	0	45(1)	5	50(1)
環境衛生(斎場、廃棄物処理施設、浄化槽等)	0	113(7)	0	113(7)
経済地域振興(MICE、観光・地域振興施設、住宅等)	3	232(23)	1	236(23)
インフラ(上下水道、工業用水道、道路、港湾施設等)	22(1)	74(2)	2	98(3)
行政(庁舎、宿舎等)	64(2)	53(2)	3	117(4)
その他	2	4	0	6
合計	95(3)	851(66)	61	1004(69)

(注1) 事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

(注2) 国・地方が共同で実施している事業が3件あり、「事業主体別」においてはそれぞれにカウントしているが、事業主体別でない「合計」においては1事業としてカウントしている。

(注3) 分野については該当事業毎に主となる分野1分野のみを選定して分類している。

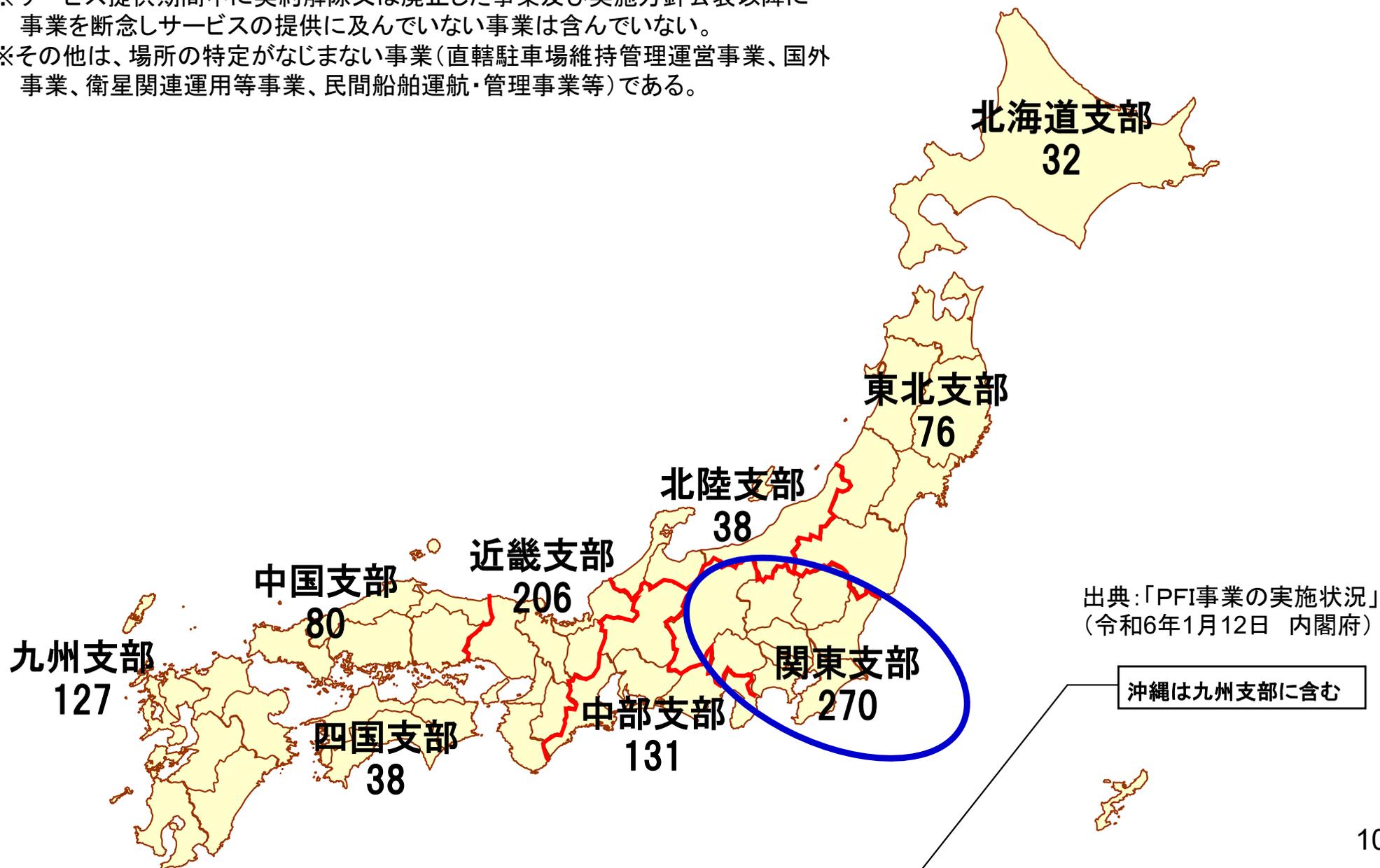
(注4) 括弧内は令和4年度の実施件数(内数)

PPP/PFIにおける国の動向

地域別PFI実施状況

- ※サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。
- ※その他は、場所の特定がなじまない事業(直轄駐車場維持管理運営事業、国外事業、衛星関連運用等事業、民間船舶運航・管理事業等)である。

(令和5年3月31日現在)



PPP/PFIにおける国の動向

PPP/PFI推進アクションプラン(令和6年改定版)

PPP/PFI推進アクションプラン

- ・PPP/PFI事業推進のため、平成28年に定めた。
- ・事業規模目標の達成に向けて、毎年の進捗にあわせた改定を行い、施策の集中的な取組を強化している。

令和6年改定の背景

PPP/PFIを更に進化させていくため、以下の4つの主要事項を柱とし、アクションプランを改定。

- 1.分野横断型・広域型PPP/PFIの形成促進
- 2.民間事業者の努力や創意工夫により適正な利益を得られる環境の構築の推進
- 3.事業件数10年ターゲットの上方修正及びPPP/PFIの活用領域の拡大
4. PPP/PFIによる地方創生の推進

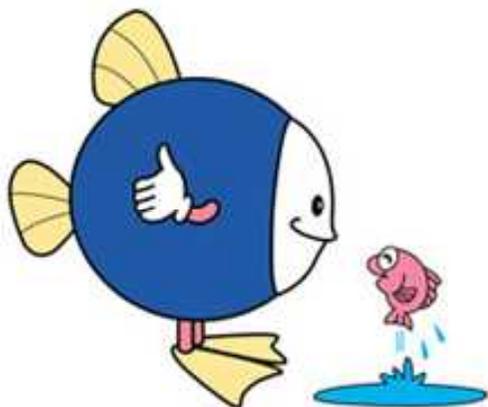
PPP/PFI推進のための施策

- (1) 多様なPPP/PFIの展開
- (2) 地方公共団体等の機運醸成・ノウハウの蓄積と案件形成に向けた積極的な支援
- (3) 取組基盤の充実
- (4) 株式会社民間資金等活用事業推進機構(以下、機構)の活用

事業規模目標

○ 30兆円
令和4～令和13年度の10年間

下水道事業におけるPPP/PFIの動向



下水道事業におけるPPP/PFIの動向

下水道事業の現状・課題

- 下水道は、暮らしの安心・安全の確保と豊かな水環境の保全に必要不可欠な存在である。
- 一方、人口減少等に伴う厳しい事業・経営環境や組織体制の脆弱化、老朽化施設の増大等、下水道が抱える課題は深刻となっている。
- 今後、これら課題の解決策の一つとして、また、下水道事業・経営の持続可能性を確保するための一つの有効な手段として、PPP/PFI(官民連携)の重要性がさらに高まると考えられる。



執行体制の確保や効率的な事業運営等により、下水道事業の持続のためのさまざまな取組が必要

取組

支出抑制施策

ストックマネジメント

新技術導入(ICT)

都道府県構想見直し

広域化・共同化

PPP/PFI(官民連携)

.....

収入改善施策

使用料の適正化

資産の有効活用
(収益化)

接続の促進

未徴収・滞納対策

.....

下水道事業におけるPPP/PFIの動向

下水道分野におけるPPP/PFIの概要

- 下水道分野においては、PPP/PFIの主な類型として、包括的民間委託、指定管理者制度、DBO方式、PFI(従来型)、PFI(コンセッション方式)等が挙げられ、その概要は以下の通り。

<各PPP/PFI手法における一般的な官民の役割分担のイメージ>

PPP/PFI手法		定義	事業 一般的 期間	保守 点検 ・ 運 転 管 理	薬 品 等 調 達	補 修 ・ 修 繕	建 設 ・ 改 築 ・ 設 計	資 金 調 達	料 金 収 受	計 画 策 定	政 策 決 定 ・ 合 意 形 成	公 権 力 行 使
包括的 民間委託	処理場・ ポンプ場	性能発注方式であることに加え、かつ、複数年契約であることを基本とする方式。	3～5 年	レベル1 ←→ レベル2	民間							
	管路	「管路管理に係る複数業務をパッケージ化し、複数年契約」にて実施している方式。	3～5 年	←→ レベル3	民間					公共		
指定管理者制度		強制徴収等の公権力の行使を除く運転、維持管理、補修、清掃等の事実行為を含む公共施設の管理を民間事業者へ委託する方式。	3～5 年		民間					公共		
DBO方式		公共が資金調達し、施設の設計・建設、運営を民間が一体的に実施する方式。	20 年		民間					公共		
PFI(従来型)		民間が資金調達し、施設の設計・建設、運営を民間が一体的に実施する方式のうち、PFI(コンセッション方式)を除くもの。	20 年		民間					公共		
PFI(コンセッション方式)		利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を地方公共団体が有したまま、運営権を民間事業者へ設定する方式。	20 年				民間					公共

下水道事業におけるPPP/PFIの動向

PPP/PFIの実施状況

- 下水処理場の管理(機械の点検・操作等)について **9割以上が民間委託を実施**。
- このうち、施設の運転管理・巡視・点検・調査・清掃・修繕・薬品燃料調達等を一括して複数年にわたり委ねる包括的民間委託は、処理場で579施設、管路で60契約が実施されており、近年増加中。
- 下水汚泥を利活用するガス発電や固形燃料化を中心に、**DBO方式・PFI(従来型)**は**48施設**で実施中。
- PFI(コンセッション方式)**について、平成30年4月に静岡県浜松市、令和2年4月に高知県須崎市、令和4年4月に宮城県、令和5年4月に神奈川県三浦市で、それぞれ事業が開始された。

(R5.4時点で実施中のもの。国土交通省調査による)

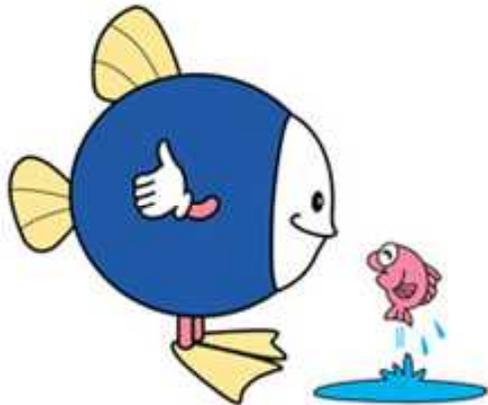
(* R3 総務省「地方公営企業決算状況調査」による。R4.3.31時点)

** 管路施設としては単一業務のみだが、処理場包括的民間委託等と包括された3契約(3団体)を含む

※ 1団体で複数の施設を対象としたPPP/PFI事業を行う場合があるため、必ずしも団体数の合計は一致しない

下水道施設	下水道施設			
	下水処理場 (全国2,193箇所*)	ポンプ場 (全国5,729箇所*)	管路施設 (全国約49万km*)	全体 (全国1,479団体)
包括的民間委託	579箇所 (287団体)	1162箇所(193団体)	60契約 (46団体)**	(309団体)
指定管理者制度	62箇所 (21団体)	97箇所 (12団体)	33契約 (12団体)	(21団体)
DBO方式	36箇所 (28団体)	2箇所 (2団体)	0契約 (0団体)	(29団体)
PFI(従来型)	10箇所 (8団体)	0箇所 (0団体)	1契約 (1団体)	(9団体)
PFI(コンセッション方式)	7箇所 (4団体)	10箇所 (2団体)	2契約 (2団体)	(4団体)

アクションプランに基づく ウォーターPPPの動向



アクションプランに基づくウォーターPPPの動向

ウォーターPPPの概要

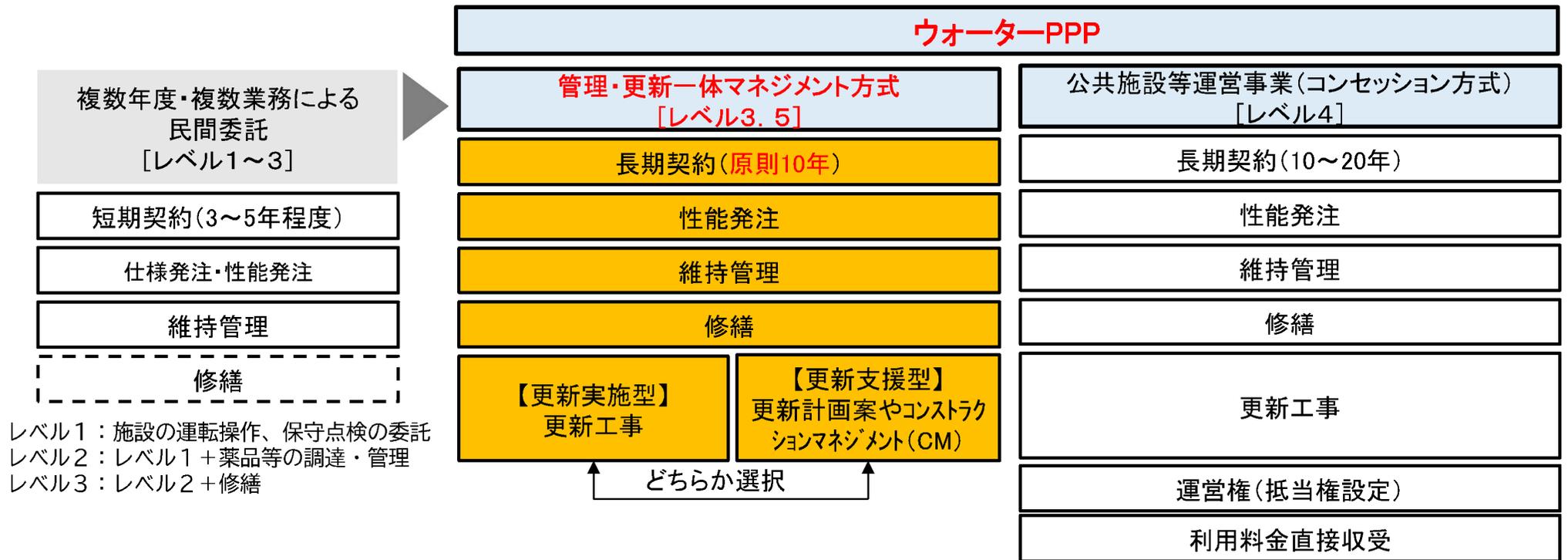
- ・水道、工業用水道、下水道について、PPP/PFI推進アクションプラン期間の10年間(R4～R13)において、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式(管理・更新一体マネジメント方式)に公共施設等運営事業と併せて「ウォーターPPP」として導入拡大を図る。

【管理・更新一体マネジメント方式の要件】

- ①長期契約(原則10年) ②性能発注 ③維持管理と更新の一体マネジメント
- ④プロフィットシェア
- ・国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する。
- ・地方公共団体のニーズに応じて、水道、工業用水道、下水道のバンドリングが可能である。なお、農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設を含めることも可能である。
- ・関係府省連携し、各分野における管理・更新一体マネジメント方式が円滑に運用されるよう、モデル事業形成支援を通じた詳細スキーム検討やガイドライン、ひな形策定等の環境整備を進める。

アクションプランに基づくウォーターPPPの動向

ウォーターPPPの対象範囲(1/2)

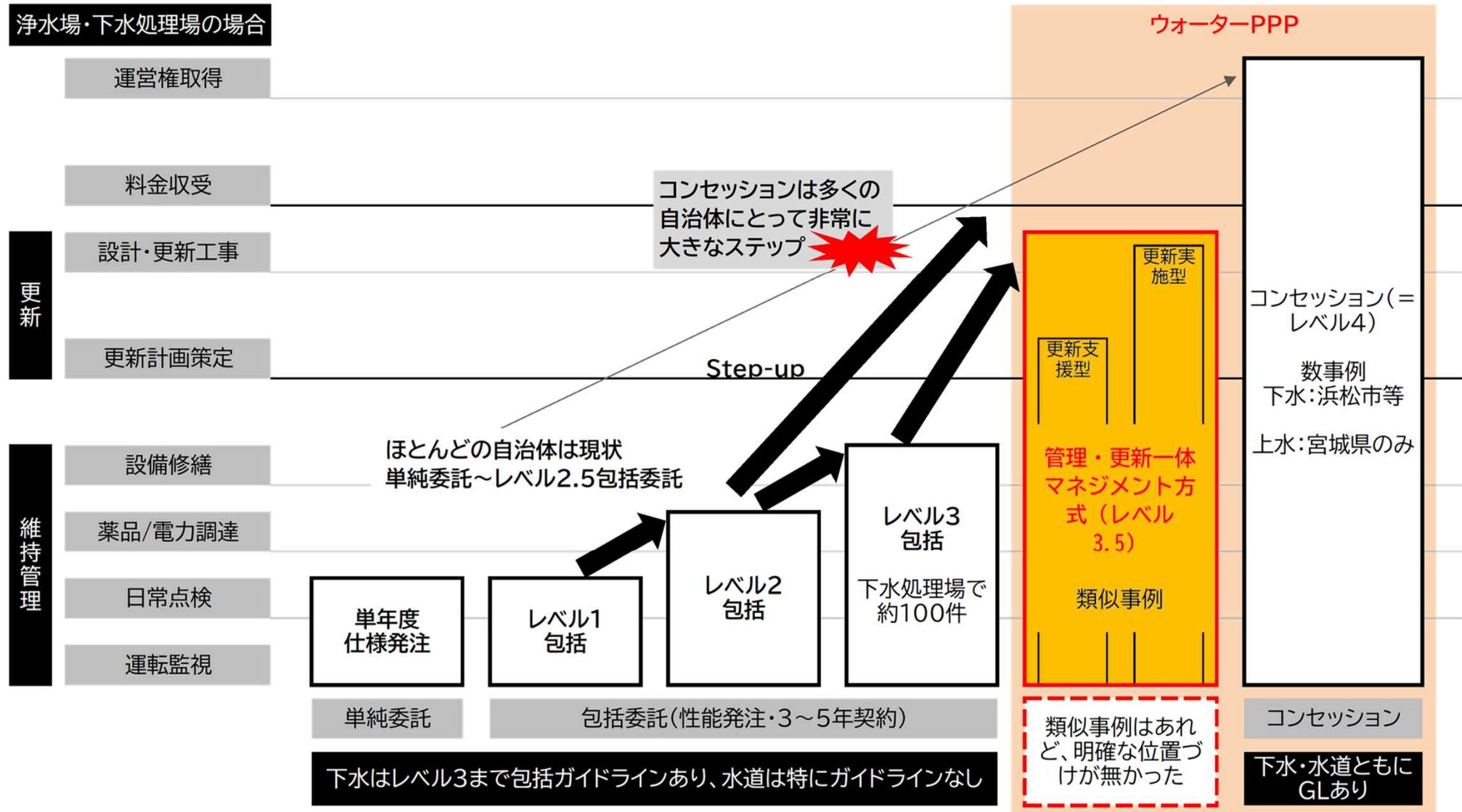


※汚水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている汚水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化

出典:「PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)概要」(令和5年6月2日 内閣府)

アクションプランに基づくウォーターPPPの動向

ウォーターPPPの対象範囲(2/2)



アクションプランに基づくウォーターPPPの動向

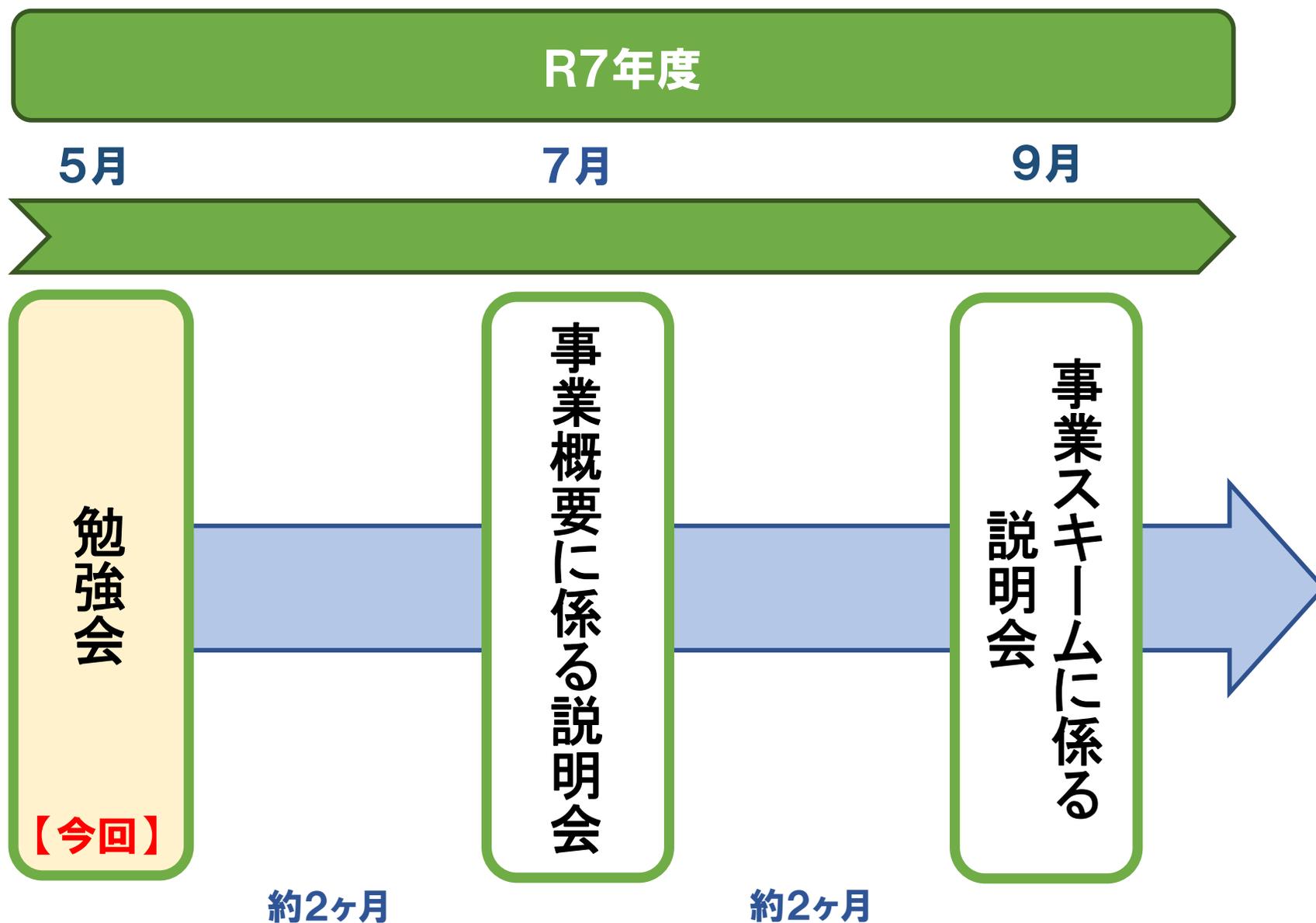
管理・更新一体マネジメント方式

- ・維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「**更新実施型**」と、更新計画案の策定やコンストラクションマネジメント(CM)により地方公共団体の更新を支援する「**更新支援型**」とがある。

類型	更新実施型	更新支援型
契約関係(例)	<p>地方公共団体と民間事業者の間に「PFI事業契約*」が結ばれます。民間事業者は「委託契約」で受託企業と、「請負契約」で請負企業と契約します。民間事業者は「サービス対価(維持管理分)」と「サービス対価(更新分)」を地方公共団体から受け取ります。</p> <p>* PFI事業契約を原則とする</p>	<p>地方公共団体と民間事業者の間に「委託契約」が結ばれます。民間事業者は「委託契約」で受託企業と、「請負契約」で請負企業と契約します。民間事業者は「委託費(更新支援分)」と「委託費(維持管理分)」を地方公共団体から受け取ります。民間事業者は「更新計画案の作成」と「ピュア型CM*等」を提供します。</p> <p>*「地方公共団体におけるピュア型CM方式活用ガイドライン(令和2年9月国土交通省)」を参照</p>
事業フロー(例)	<p>原則10年間の期間で、維持管理と更新が同時に実施されます。更新計画(入札時提案)が策定され、その後更新が実施されます。</p> <p>*処理方式の変更等の大規模な更新工事は事業範囲外とすることも考えられる。</p>	<p>原則10年間の期間で、維持管理と更新が同時に実施されます。更新計画案の作成が行われ、その後更新工事は地方公共団体が実施します。</p> <p>➡ : 民間が実施するものを示す</p>
特長	<p>○更新工事を含めて一括で民間に委ねることができ、地方公共団体の体制補完の効果が大きい。</p>	<p>○発注に関係する技術力を地方公共団体に残す、また、実際に維持管理を実施する民間企業等の観点から、より効果的な更新計画案の作成を期待できる。</p>

今後のスケジュール

今後のスケジュールについて



※スケジュールは変更する場合があります 21

今後のスケジュール

アンケート回答のお願い

本勉強会を受けて、別途「アンケート調査票」をダウンロードしていただき、ご回答いただきますようお願いいたします。

○ アンケート調査

受付締切：令和7年5月30日（金曜日）

※アンケートは、佐倉市ホームページからダウンロードが可能です。

※データによるアンケート提出は、原則メールでお願いします。

➡ E-mail : w-gesuidou@city.sakura.lg.jp

○ アンケート結果の公表

令和7年6月13日（金曜日）を予定。

■ お問い合わせ先 ■

〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97番地

佐倉市 上下水道部 下水道課

TEL:043-485-1191(代表)